M&Aにおける対象企業について

昨今多くの企業にとっては、業種業態や企業規模を問わず、グローバル化や技術革新、規制緩和などによって経営環境が急激に変化しており、より短期間で対応することが求められています。

この様な環境下M&Aは、自社の経営資源のみでは対応しきれない部分を他社の経営資源を承継することで補うという有効な解決策の一つとして考えられます。

基本的なM&Aには、以下の4つのパターンに仕訳けられ、簡単に説明してみます。

①水平型(同業へのM&A)

自社の本業と同一の会社や事業を対象とする場合で、規模の拡大による競争力の強化(スケールメリット)を追求することが目的となります。ドラッグストアや食品スーパーのように水平型が有効で、市場として飽和状態の業種は、シェアの獲得競争が活発になり、再編が起きやすくなります。

②垂直型 (事業の川上や川下の企業へのM&A)

同一業種のなかで異なる段階である企業や事業を対象とする場合で、原材料の購入から生産、販売までの一貫体制を構築し、物流コストや在庫の削減等を実現することを目的とするときによくみられます。また、自社の既存の仕入先や販売先を対象とする場合など、競合他社による既存取引先への買収で取引関係が喪失する等のリスクを未然に防ぐために行われることもあります。

③周辺型 (関連業種、周辺業種の企業へのM&A)

同業ではないけれども業種的に近く、相互に補 完関係がある会社や事業を対象とする場合で、原 材料の共同仕入れや販路の共有など、業務の合理 化や効率化を目指すことを目的とするときによく みられます。雑貨製造卸会社が、販売力強化のた めに食品製造卸の会社へのM&Aを実施した事例 等があります。

④コングロマリット型(異業種の企業へのM&A)

自社の既存事業とは関連がない企業や事業を対象とする場合で、新規事業を構築し、新たな収益源の確保や自社技術の転用による新規商品の開発・製造をすることが目的となります。

以上の4つのパターンの中では水平型が最もM&A後のシナジーが見込みやすく、直近の茨城県内においても2014年に食品スーパーのカスミ(つくば市)が周辺のイオングループ企業と経営統合した案件や、2015年に家電量販店チェーンのケーズホールディングス(水戸市)が北海道の同業を買収する案件などがあります。しかし、近年は納豆製造大手のタカノフーズ(小美玉市)が立て続けに冷凍豆腐メーカーや総菜メーカーを買収しているように、他社との差別化や事業の多角化のためのM&Aも増えてきており、従来以上に多面的な検討が必要になっています。

(みらいコンサルティンググループ)

マイナンバー特集 「マイナンバー制度による影響」

1.マイナンバー制度による影響

平成28年1月以降、主に雇用保険の加入手続き や、税分野に関する様々な手続きでマイナンバー (個人番号)(以下マイナンバー)を記載する必要 があります。制度が始まる前に、マイナンバーの 取扱いルールや、安全管理措置への対応など社内 規定の見直しを行う必要があります。

分	野	主な届出の内容	施行日
雇用	保険	雇用保険被保険者 資格取得届・喪失届	平成28年1月1日 提出より
税	務	給与取得の源泉徴収票 各種支払調書	平成28年1月1日 提出より
健康保険 厚生年金			平成29年1月1日 提出より

2.マイナンバーの取扱い

従業員などからマイナンバーの報告を受ける際に、番号確認と、本人確認を行う必要がありますが、事前にどのような方法で確認を行うかを検討し決定することが必要です。一般的な確認方法として、以下の3つの方法があります。

- (1) 個人番号カード*
- (2) 通知カード及び、運転免許証などの身元確 認書類
- (3) マイナンバーが記載された住民票などの写し及び、運転免許証などの身元確認書類
 - ※ 申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降 に交付を受けることができるカード

また、マイナンバーが記載されている書類の保 管についても注意が必要です。

所管法令によって一定期間保管が義務付けられているものについては、その期間保管しなければなりませんし、保管期間を経過したものは、速やかに廃棄しなければなりませんので、取得から、廃棄までの運用ルールを決定する必要があります。

3.安全管理措置

マイナンバーの運用や管理にあたっては、情報 が漏えいすることがないように、安全管理措置を 講じることが求められています。

しかし、すべての企業に対して同じ安全管理対策を求めることは現実的ではありませんので、従業員が100人以下の企業(中小規模事業者)には、その要求水準が緩和されています。

安全管理

措

●組織的安全管理措置

情報漏えい等の事故発生に備えた組織体制の整備など

●人的安全管理措置

総務・経理などの事務取扱担当者に対する監督と教育など

●物理的安全管理措置

パソコンや電子媒体の盗難・漏えい防止など

●技術的安全管理措置

外部からの不正アクセス防止など

4.マイナンバー関連事務の委託

マイナンバー法では、マイナンバー関連事務を他の業者に委託または再委託することは認められています。ですから、マイナンバー関連の社会保険事務を社会保険労務士に委託することや、マイナンバー関連の税務を税理士に委託することは問題ありません。

ただし、委託する場合には、委託元は委託先に 対して、適切な監督を行うことが必要になります。

適切な監督を行わず、委託先においてマイナンバーの情報漏洩などが起きた場合には、委託元も 委託先と同様に法令違反を問われる可能性があり ます。

委託する場合

●委託先の適切な選定

自社と同等の設備、技術水準、従業員の監督・指導など

●必要な契約の締結

機密保持義務、マイナンバーの持ち出し・目的外利用 の禁止、再委託の条件、漏えい時の委託先の責任など

●委託先における取扱状況の把握 取扱状況の定期的な報告など

(社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)